

平成 21 年 6 月 30 日

規制改革会議への要望事項

1. 電子納付にかかる指定金融機関制度の改正

要望内容

地方税等の電子納付については、指定金融機関制度における地方公共団体の指定の有無にかかわらず、電子納付の取扱いが可能な全ての金融機関において納税者が電子納付の取扱いをできるように指定金融機関制度を改正する。

要望理由

- ・ 地方税の収納は、現在、地方自治法令により、各地方公共団体がそれぞれ指定金融機関、収納代理金融機関等（以下、指定金融機関という）を指定して、納入に関する書面に基づき、収納の事務を取り扱わせる制度（指定金融機関制度）となっている。このため、納税者は、各地方公共団体の指定金融機関以外では地方税の納付ができない。
- ・ 地方税の電子納付については、地方自治法施行令第 168 条の 3 において、上記の納入に関する書面が不要である旨手当てされている。さらに、技術的には、マルチペイメントネットワークを活用した電子納付（ペイジー）の取扱いが可能な全ての金融機関から納税者が電子納付を行うことが可能となっている。しかしながら、制度的には、上記のとおり各地方公共団体の指定金融機関以外からは電子納付の取扱いができないという制約がある。このため、地方公共団体が電子納付を実施した場合でも、納税者や地方公共団体が電子納付の利便性や事務の効率化等のメリットを十分享受できない状況となっている。
- ・ 電子納付を推進するためには、書面による納付を前提とした指定金融機関制度にとらわれない取扱いが必要であり、各地方公共団体における指定の有無に関わらず、電子納付（ペイジー）の取扱いが可能な全ての金融機関から納税者が地方税の電子納付を行えるよう指定金融機関制度の改正を要望する。

現行規制の根拠等

- ・ 地方自治法第 235 条
- ・ 地方自治法施行令第 168 条、第 168 条の 3 第 1 項

2. 賦課税納付書の規格・様式の法定化

要望内容

賦課税に係る納付書の規格・様式を統一化する。

要望理由

- ・総務省では、平成 18 年 4 月に地方税の納付書様式の統一化に関する留意通達を出状するなど対応が行われ、また、「規制改革推進のための 3 か年計画」（平成 19 年 6 月 22 日閣議決定）において、地方公共団体あてに様式例を提示することを通じて、その早期統一の実現へ向けた努力を継続するとされている。
- ・しかしながら、その後納付書様式の早期統一に向けた有効な措置が取られておらず、納付書様式の統一化が進んでいない。地方銀行は、全国の 1,089 の地方公共団体の指定金融機関を務めており、年間約 1 億 7,000 万件もの地方税等を窓口で収納しているが、当協会の調査に基づく試算では、地方税の納付書様式は、全国で約 4 万 7,000 種類にもものぼると推計され、こうした状況が地方税の納付における納税者、地方公共団体および金融機関の多大な負担の要因の一つとなっていると考える。
- ・政府、総務省では、地方税の徴収体制の強化に向けて、地方公共団体に対し、電子納付やコンビニ収納など納税機会の拡大による納税者の利便性向上を奨励しているが、こうした取組みを推進するためには、金融機関、コンビニ等が共通で使用でき、電子納付の実施や地方公共団体の内部事務の効率化に資する納付書の規格・様式の標準化が不可欠であり、その早期実現のためのより実効性のある対応として、納付書の規格・様式をマルチペイメントネットワーク標準帳票に準じたものにするよう総務省において法令・規則等で定めることを要望する。

現行規制の根拠等

なし

3. 口座振替の利便性向上（税目毎の納付期限・納付回数の弾力化）

要望内容

地方税の口座振替について、税目毎の納付期限・納付回数などの納付方法を各地方公共団体の自主的判断で、より弾力的に設定できるように制度改正を行う。

要望理由

- ・地方税の納付については、地方自治法施行令第155条で納税者が各地方公共団体が指定する金融機関に預金口座を設けている場合は、口座振替の方法により納付を行うことができるとされている。
- ・この口座振替は、納税者にとって都度の納付手続きを要しない身近で便利な方法として評価されており、また、地方公共団体にとっても、期限内納付の推進、書面の削減などのメリットが大きい。
- ・しかしながら、地方税法において、税目毎に納付期限や納付回数が定められていることから、税金の納付期限と納税者の収入時期のサイクルが整合していない、毎月の支払金額が一定でない、等の理由から、口座振替が利用しにくいことが指摘されている。
- ・一部の地方公共団体では、複数税目の納付を一本化することによって、毎月の納付額を平準化するなどの納付方法の見直しを行い、口座振替を推進した事例もあり、今後、こうした対応を拡大していくことが国民経済全体にとって有益と考える。
- ・納税者の利便性向上や地方公共団体の徴収率向上の観点から、口座振替の利用の促進は大きな効果が期待でき、各地方公共団体がより自主的かつ弾力的に納付期限・納付回数などを設定できるよう、地方税法の「特別の事情」について具体的に明示するなど、制度の改正を要望する。

現行規制の根拠等

- ・地方税法第72条の51（個人の事業税の納期）
- ・同法第149条（自動車税の納期）
- ・同法第320条（普通徴収に係る個人の市町村民税の納期）
- ・同法第362条第1項（固定資産税の納期）
- ・同法第445条第2項（軽自動車税の納期）
- ・同法第702条の7第1項（都市計画税の納期）